

日本燃焼学会 研究委員会規程

(制定：平成17年7月9日)

(目的)

第1条 本規程は、1) 特定燃焼研究分野の発展、2) 地域における燃焼研究の発展、3) 新規燃焼研究プロジェクトの開拓を目的とする日本燃焼学会研究委員会(以下、研究委員会という)の活動と運営について定める。

(活動)

第2条 本研究委員会は第1条の目的を達成するため、情報収集および情報交換、講演討論会および講習会の開催等を行う。また、日本燃焼学会会員からの要請に応じて情報を提供する。

(構成)

第3条 研究委員会の構成は以下のとおりとする。

1. 委員長 1名
2. 幹事 1名
3. 委員 委員長および幹事を含めて10名以上

ただし、委員長および幹事は日本燃焼学会会員でなければならない。委員は半数以上が日本燃焼学会会員でなければならない。

(任期)

第4条 委員会の設置期間および委員長、幹事、委員の任期はいずれも1年間とし、更に1年間を限度として延長を認めることができる。

(申請)

第5条 研究委員会設置を希望する者は、日本燃焼学会会長宛の研究委員会設置申請書を研究委員会担当理事(以下、担当理事という)に提出する。研究委員会は理事会の承認を得て設置される。設置の開始月は、理事会の開催月を考慮して、1月、3月、8月を目途とする。委員長および幹事には、委嘱状を会長名で発行し送付する。申請書様式は別途定める。

第6条 委員会の設置期間および委員長、幹事、委員の任期延長を希望する場合は、期間終了2ヶ月前までに延長申請書を担当理事に提出する。担当理事は申請書を精査し理事会に諮る。研究委員会は理事会の承認を得て延長される。申請書様式は別途定める。

(資金)

第7条 活動資金は設置日より年間20万円を上限として支給される。設置期間の延長が認められた場合、1年目に残金があれば2年目への繰り越しを認める。活動資金の支給および収支報告方法、使途の制限は別途定める。

(報 告)

第8条 設置期間終了時に最終活動報告書を作成し、1ヶ月以内に担当理事に提出する。報告書様式は別途定める。